

尼崎市行政不服審査会答申
(答申第11号)

令和4年 9月 6日
尼崎市行政不服審査会

答申

第1 審査会の結論

市税延滞金減免不許可決定処分（以下「本件処分」という。）に係る本件審査請求は棄却すべきであるとの審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

1 関係法令等の定め

- (1) 地方税法（以下「法」という。）第326条第4項は、「市町村長は、納税者又は特別徴収義務者が第1項の納期限までに税金を納付しなかったこと、又は納入金を納入しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合には、同項の延滞金額を減免することができる。」と定める。
- (2) 法第323条は、「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。但し、特別徴収義務者については、この限りでない。」と定める。
- (3) 法第15条第1項は、「地方団体の長は、次の各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき、納税者又は特別徴収義務者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。」と定める。
- (4) 日本国憲法（以下「憲法」という。）第30条は、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と定め、憲法第84条は「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と定める。

2 審査請求に至る経緯

- (1) 処分庁は、平成28年6月1日付で、審査請求人に対し、平成28年度市民税・県民税納税通知書兼税額変更通知書を発送した。その税額及び納期限は、第1期32,800円（納期限：平成28年6月30日）、第2期29,000円（納期限：平成28年8月31日）、第3期29,000円（納期限：平成28年10月31日）、第4期29,000円（納期限：平成29年1月31日）であった。
- (2) 審査請求人は、(1)の市民税及び県民税（以下「本件市民税等」という。）を納期限までに納付しなかったことから、処分庁は、審査請求人に対し、督促状を発送

した。

- (3) 審査請求人は、令和2年8月3日、本件市民税等及び督促手数料全額を納付した。
これにより、処分庁は、延滞金（以下「本件延滞金」という。）を、39,900円と確定した。
- (4) 審査請求人は、同年10月12日、処分庁に対し、本件延滞金に係る市税延滞金減免申請書を提出した。
- (5) 処分庁は、同年10月28日、審査請求人に対し、本件処分を行い、市税延滞金減免不許可決定通知書を発送した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は概ね次のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

- (1) 安定したより多くの収入を求めて転職又はスキルアップするために受講した資格取得の研修費用の臨時支出と本件市民税等の納期限が重なったため支払うことができない状況にあった。平成28年度当時の審査請求人の収入によると、憲法第25条により保障される最低生活以下の生活を強いられており、生活保護受給が可能な状態（要保護状態）であった。以上の事情によれば、法上の「やむを得ない理由」が認められるのであるから、本件延滞金の全額免除あるいは大幅に減額を行うべきであり本件処分は不当ないし違法である。
- (2) 処分庁は、本件処分の際に証拠として扱うべき「市税延滞金減免申請に係る申立書」を証拠として扱っておらず、この点において違法である。
- (3) 延滞金額について、本件市民税等を支払うことを審査請求人が処分庁に対して令和2年7月17日に知らせて以降に加算された延滞金については、審査請求人が負担させられるべきいわれないものであり、これについては減額がされるべきである。
- (4) 本件市民税等は、本来されるべき寡婦控除がなされておらず更正が必要である。市県民税の更正は平成25年度から平成28年度までにおいて必要であり、4年間分の過納付本税額と本件延滞金を対当額で相殺する旨の意思表示をする（令和3年7月2日付け文書）。

2 処分庁の主張

処分庁は概ね次のとおり主張し、本件審査請求を棄却すべきとする裁決を求めている。

- (1) 法第326条第4項に規定する「やむを得ない理由があると認められる場合」とは納期限までに納付することができなかったことにつき納税者の責めに帰することのできないようなやむを得ない客観的な事情が存在し、かつ、延滞金の負担を課すことが相当性を欠くと認められるような事由がある場合を指すと解するのが相当で

ある。

- (2) 本件延滞金の減免申請においては本件研修受講費を支出した事実の認定ができた。しかし、その事実があったことのみをもって、本件市民税等を各納付期限までに納付することができなかった「やむを得ない理由」があったと認めることはできなかったため、減免を行わなかったものであり本件処分は適法かつ妥当である。

第4 審理員意見書の要旨

審理員は、本件審査請求は棄却すべきであるとしており、その理由は次のとおりである。

- 1 延滞金の減免については、法第326条第4項において、「やむを得ない理由があると認める場合」と定められるのみであり、法第15条第1項各号や法第323条のような要件の厳格化はその文理からも読み取ることができない。したがって、延滞金の減免については、法第15条第1項各号や法第323条に比して緩やかに認定することが許されると解するべきであり、「やむを得ない理由があると認める場合」とは、納税者において担税力が減少し又は消滅した場合や、課税の誤りや不服申立て等により更正されたときなど納付等をしないことに正当な理由が認められる場合を指すものと解される。ただし、課税庁による恣意の抑制や租税負担の公平を確保する必要性にかんがみ、やむを得ない理由の存在が客観的にも明らかであることを要すると解するべきである。
- 2 本件延滞金の減免申請において、審査請求人が納期限までに税金を納付しなかったことについて、本件処分時に担税力が減少し又は消滅したという事情や納付しないことについての正当な理由が客観的に明らかであったとは認められず、処分庁が、これを不許可としたことに不当ないし違法な点は存在しない。
- 3 本件延滞金額については、法第326条第1項に照らし、処分庁が令和2年7月15日以降同年8月3日の本件市民税等の納付までの日数に応じて加算したことに違法ないし不当な点は認められない。

第5 審査庁の判断

審査庁は、本件審査請求を棄却すべきと考えており、その理由は審理員意見書に同旨である。

第6 審査会の判断

本件審査請求を棄却すべきであるとの審査庁の判断は妥当であり、その理由は次のとおりである。

- 1 認定事実
次のとおり、本件処分に係る事実を認定した。

- (1) 審査請求人は、本件延滞金の減免申請にあたり、介護職員初任者研修及び実務者研修（ホームヘルパー２級修了）の受講にかかる費用をそれぞれ、受講料７９，８００円及び受講料９９，７００円を支出したこと及び平成２８年度第１期から第４期の市県民税の滞納は、当該臨時支出の時期と重なったためである旨を申し立てている。
- (2) 審査請求人は、平成２７年６月２５日付で介護職員初任者研修を修了し、平成２８年１０月１９日付で実務者研修を修了した。
- (3) 平成２８年当時、審査請求人は寡婦であり２児を育てており、同年中の収入は３，３０１，６６７円、平成２７年中の収入は２，５４５，２００円であった。
- (4) 審査請求人は、本件延滞金の減免申請において、「母の借金及び前夫の借金返済」「国民健康保険料を滞納し、分納誓約をして支払っていたこと」「本税の減免手続きを行うべき状況であったこと」を申し立てた旨主張するが、同申請においてこれらを裏付ける資料等の提出はなされていない。
- (5) 本件延滞金額は、令和２年７月１５日時点では３９，４００円であったが、本件市民税等が納付されたのは令和２年８月３日であり、納付日時点での本件延滞金額は３９，９００円であった。

２ 法第３６２条第４項該当性

(1) 法第３６２条第４項に規定する「やむを得ない理由」

ア 法第３２６条第４項は、市県民税の納税者等が、納期限までに税金を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合には、延滞金額を減免することができる」と規定している。ただし、いかなる場合に「やむを得ない理由があると認める」べきか、については規定が存在しない。

なお、尼崎市においては延滞金減免取扱要綱（以下「本件要綱」という。）を定めているが、それは事務処理の便宜のため減免が可能な場合についての処理基準を規定しているものであるから、上記「やむを得ない理由」の有無については、法の趣旨に照らして判断するのが相当である。

イ そこで、法における規定の文言を検討する。地方税においては、徴収猶予については法第１５条第１項が、市民税の減免については法第３２３条が、市民税の延滞金の減免については法第３２６条第４項が規定しており、それぞれ要件が異なっている。まず徴収猶予の要件については、法第１５条第１項各号のいずれかに該当する事実がある場合においてその該当する事実に基づき納付等ができないと認められるときに猶予ができると定められている。また、市民税の減免については、天災その他特別の事情がある場合及び貧困により公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある場合に減免することができる」と定められている。他方、延滞金の減免については「やむを得ない理由があると認める場合」と定められるのみであり、法第１５条第１項各号や法第３２３条のような要件の厳格化はその

文理からも読み取ることができない。以上によれば、延滞金の減免については、ほかの二つの場合に比して緩やかに認定することが許されると解するべきであり、「やむを得ない理由があると認める場合」とは、納期限までに市民税を納付することが困難であると認められる客観的な事情が存在し、かつ、延滞金の負担を課すことが相当性を欠くと認められるような場合を指すものと解するべきである。

他方で、延滞金の減免について、法第326条第4項が「減免することができる」との表現を用いていることや、納税者間の課税負担の公平性の観点からすると、市町村長には延滞金を減免するかどうかについて一定の裁量権が認められ、延滞金を減免しない処分が違法となるのは、このような処分が市町村長に与えられた裁量権の範囲を逸脱ないし濫用するような著しく不当な場合に限られると解すべきである。

(2) 判断

ア 上記認定事実によれば、審査請求人が平成27年6月25日付で修了した介護職員初任者研修には研修受講料として79,800円の支出が必要であったこと、また平成28年10月19日付で修了した実務者研修には研修受講料として99,700円の支出が必要であったことは、本件延滞金の減免申請時に添付された資料から客観的に明らかであった。しかしながら、介護職員初任者研修は平成27年にすでに修了済みであることや上記研修受講料を支出した時期は明らかにされていないことからすると、本件市民税等の納期限と上記支出との先後関係は不明であり、本件市民税等の滞納が上記支出を原因とするものであるとは認めることはできない。

イ また、審査請求人が本件延滞金の減免申請において主張したその他の事情については、何ら添付資料がなく、それらの事情が本件減免申請の当時に客観的に明らかでない状況であったとはいえない。

ウ 更に、審査請求人が主張する本件市民税等の寡婦控除に関する誤りについては、本件審査請求において新たに主張された事情であり、本件市民税等の納期限の時点において審査請求人が納付しなかった理由であるとは認められない。

エ よって、本件延滞金の減免申請の際に添付した資料によっては、審査請求人が納期限までに税金を納付しなかったことについて、「やむを得ない理由」が客観的に明らかであったとは認められず、これを不許可としたことが、社会通念上著しく合理性を欠き、処分庁に与えられた裁量権を逸脱ないし濫用したものと認められない。

オ 本件延滞金額については、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて算定されるのであり（法第326条第1項）、令和2年7月15日時点以降、同年8月3日の本件市民税等の納付までの日数に応じて加算されたことについて違法はない。審査請求人は、代理人弁護士において同年7月17日付で本件市民税

等の納付の意思を通知したのであるから、これ以降の延滞金については処分庁の都合で発生したものであり減額すべきであると主張するが、納付書の郵送を指示したのは代理人弁護士であり、郵送により納付までに日数を要することは明らかであるから、処分庁の責に期すべき事由によって延滞金額が加算されたとはいえない。よって、この点について処分庁に不当な点は認められない。

(参考)

審査の経過	
令和4年 2月 3日	諮問書を受理（諮問第11号）
令和4年 4月28日	第1回審議
令和4年 8月19日	第2回審議
令和4年 9月 6日	答申

尼崎市行政不服審査会委員		
氏名	現職	備考
白井 俊美	弁護士	会長
武田 純	弁護士	会長職務代理者
海道 俊明	関西大学大学院法務研究科准教授	